

事務連絡  
平成19年7月3日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(中国産きくらげ及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき実施しているところです。

今般、国内における自主検査の結果、中国産乾燥きくらげにおいて食品衛生法違反の疑いがある事例が発見されたことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品

中国産きくらげ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目

残留農薬（フェンプロパトリンを含む。）